

# 佐久市医療体制等連絡懇話会規約の改正について

## 《新旧対照表》

## ○現規約

H24.6.27

## 佐久市医療体制等連絡懇話会規約

## 1 名称

この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

## 2 目的

懇話会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項
- (2) 地域医療連携に関する事項
- (3) その他地域医療の充実に必要な事項

## 3 組織

懇話会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 社団法人佐久医師会の役員
- (2) 長野県健康福祉部の職員
- (3) 長野県保健福祉事務所の職員
- (4) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員
- (5) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員
- (6) 佐久市立国保浅間総合病院の職員
- (7) 佐久市行政顧問
- (8) 前2号に掲げる者以外の市の職員

## 4 会長及び副会長

- (1) 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。
- (2) 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。
- (3) 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

## 5 会議

- (1) 懇話会は、会長が招集する。
- (2) 懇話会の議長は、会長が当たる。
- (3) 懇話会は、年2回以上開催するものとし、予め開催計画を定めるものとする。
- (4) 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、「3 組織」で規定する構成員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 懇話会は、原則公開するものとする。

## 6 庶務

懇話会の庶務は、佐久市役所地域課題対策局において処理する。

## 7 その他

このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成21年11月17日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

## 附 則

この規約は、平成23年4月24日から施行する。

## ○規約改正案

## 佐久市医療体制等連絡懇話会規約（改正案）

## 1 名称

この会は、佐久市医療体制等連絡懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

## 2 目的

懇話会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 佐久総合病院再構築に係る医療体制等協定書（平成22年7月10日締結）において、懇話会の役割として記された事項
- (2) 地域医療連携に関する事項
- (3) その他地域医療の充実に必要な事項

## 3 組織

懇話会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 社団法人佐久医師会の役員
- (2) 長野県健康福祉部の職員
- (3) 長野県保健福祉事務所の職員
- (4) 長野県厚生農業協同組合連合会の役員及び職員
- (5) 長野県厚生農業協同組合連合会佐久総合病院の職員
- (6) 佐久市立国保浅間総合病院の職員
- (7) 佐久市行政顧問
- (8) 前2号に掲げる者以外の市の職員

## 4 会長及び副会長

- (1) 懇話会に、会長及び副会長1人を置く。
- (2) 会長は、佐久医師会長をもって充て、副会長は佐久市副市長をもって充てる。
- (3) 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

## 5 会議

- (1) 懇話会は、会長が招集する。
- (2) 懇話会の議長は、会長が当たる。
- (3) 懇話会は、年2回以上開催するものとし、予め開催計画を定めるものとする。
- (4) 会長は、その所掌事務について必要があると認めるときは、「3 組織」で規定する構成員以外の者の懇話会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 懇話会は、原則公開するものとする。

## 6 庶務

懇話会の庶務は、佐久市役所市民健康部において処理する。

## 7 その他

このほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

## 附 則

この規約は、平成21年11月17日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成22年7月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

## 附 則

この規約は、平成23年4月24日から施行する。

## 附 則

この規約は、平成24年 月 日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

規約  
の見  
直し